# 平成26年度 法科大学院入学者選抜試験問題

# 憲法・刑法

- 1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
- 2. 試験時間は、憲法、刑法の2 科目で120分です。
- 3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
- 5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。すべての解答用紙に受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
  - (3) 訂正する場合は、=線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
- (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
- 6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
- 7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

# 【憲 法】

A市が設置するB図書館には、戦争の悲惨さをテーマとする有名な児童書が所蔵されていた。この 児童書については、「子どもには戦時の描写が露骨すぎる」という評価がある一方で、戦争の悲惨さや 平和の大切さを子どもに伝える書として、社会で高く評価され、ベストセラーになっていた。

B図書館の職員(司書)のXは、この児童書の戦争観に対して否定的であり、またこの児童書が社会で高く評価されていることの反発もあり、独断で、この児童書のシリーズ 10 冊を廃棄した。A市には、図書館資料の除籍基準(資料1)があったが、この 10 冊はその基準のいずれにも該当していなかった。(なお、図書館司書については、資料2を参照すること。)

- 1、図書館を利用する人の「知る権利」について、簡単に説明せよ(20点)。
- 2、本件児童書の作者Yは、この廃棄を知り、著作者としての人格的利益等を侵害されたとして、A市とXに対し損害賠償を求める訴えを提起しようと考えている。Yは、この訴訟で、どのような憲法上の主張をすることができるか。反論を想定しながら、論述せよ(60点)。

#### 資料:

#### 1、A市図書館資料除籍基準

(1) 蔵書点検の結果,所在が不明となったもので、3年経過してもなお不明のもの。(2) 貸出資料のうち督促等の努力にもかかわらず、3年以上回収不能のもの。(3) 利用者が汚損・破損・紛失した資料で弁償の対象となったもの。(4) 不可抗力の災害・事故により失われたもの。(5) 汚損・破損が著しく、補修が不可能なもの。(6) 内容が古くなり、資料的価値のなくなったもの。(7) 利用が低下し、今後も利用される見込みがなく、資料的価値のなくなったもの。(8) 新版・改訂版の出版により、代替が必要なもの。(9) 雑誌は、図書館の定めた保存年限を経過したものも除籍の対象とする。

## 2、司書について(文部科学省HPより)

司書は都道府県や市町村の公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れから、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員です。……司書・司書補になるための資格は司書講習を受講するほか大学・短大で単位を履修することで取得できますが、司書・司書補として活躍するには当該自治体の採用試験を受けて図書館に配属されないといけません。

## 司書になるためには

# 【司書になるための資格の取得方法について】

次の三つの方法のうちどれかに該当すれば資格を取得したことになります。

- 1) 大学(短大を含む)又は高等専門学校卒業生が司書講習を修了し資格を得る。
- 2) 大学(短大を含む)で司書資格取得に必要な科目を履修し卒業を待って資格を得る。 (→これには通信制・夜間・科目等履修を含みます)
- 3 年以上司書補としての勤務経験者が司書講習を修了し資格を得る。

# 【刑法】

下記の文章を読んで、 設問に答えなさい。

暴力団甲組幹部Xは、組長Yから抗争相手の乙組に対する報復を指示されたことから、配下のZと共謀の上、用意したけん銃で乙組組長Aを殺害しようとした。しかし、Aの所在が不明であったため、Xは、乙組幹部Bを襲撃することとし、場合によっては殺害しても構わないと思いながら、Zとともに乙組事務所付近に赴いたが、警ら中の警察官の姿を見て襲撃実行の意欲を失ったため、「今日は日が悪い。」などと言ってZにけん銃を預けて帰宅した。Xの態度を知ったYからの電話で、やる気があるのかと詰問されたXは、「もう1度だけチャンスをください。」と弁解したものの、既に犯行の意欲を失っていたため、口実をもうけてZにけん銃を預けたままYらと連絡を取らなかった。

Xにもはや報復実行の気持ちがないと感じたZは、YにXと連絡が取れない旨を伝えると、Yは「あんな臆病者はもう放っておけ。」などと言ってZに報復実行を示唆したことから、その翌日、Zは、食堂で一人で食事中のBの背後から発砲し、Bを射殺した。

- 問1 Xの罪責を定める上で法的に重要な事実を簡潔に指摘しなさい。(12点)
- 間2 Yの罪責を定める上で法的に重要な事実を簡潔に指摘しなさい。(7点)
- 問3 Zの罪責を定める上で法的に重要な事実を簡潔に指摘しなさい。(6点)

問4 以上の解答を踏まえて、X及びY、Zの罪責はどのようになるか、あなたの考えを論じなさい。 ただし、特別法違反の点は除きます。(55点)